

電動シャッター動作時の事故		NO.	
1 経済産業大臣への意見 経済産業省は、次の（１）から（４）までの取組を行うべきである。			
（１）安全装置について			
① 新たに設置される電動シャッターへの安全装置の装備の徹底 経済産業省は、今後、新たに設置される電動シャッターに、挟まれ事故防止のための障害物を感知する装置及び落下事故防止のための急降下停止装置が装備されるよう、製造業者を促すべきであり、加えて軽量シャッターのＪＩＳに規定することを検討すべきである。その際、安全装置を付加することにより価格に大きな影響があると、安全装置の普及が進まない可能性があることにも配慮すべきである。 障害物を感知する装置が故障した場合は、フェールセーフあるいは機能を制限して使用できる状態とするなどの方策を取り入れるよう、製造業者を促すべきであり、加えて同方策をＪＩＳに規定することを検討すべきである。	131	B	
② 既に設置されている電動シャッターへの安全装置の付加 経済産業省は、国土交通省の協力を得て、既に設置されている電動シャッターに対して、可能な限り安全装置が付加されるよう、製造業者を促すべきである。 費用の観点から、安全装置の付加が困難な場合には、操作者が電動シャッター動作の終了を見届けるために、押しボタンスイッチのボタン操作をホールド・ツック・ラン方式に切り替える変更をするよう、製造業者を促すべきである。また、リモコンのボタン操作がホールド・ツック・ラン方式に切り替わる機能の開発を検討するよう、製造業者を促すべきである。	132	H	
③ 安全装置の安全性向上 経済産業省は、安全装置の一つである光電センサーについて、安全性が十分に確保されるよう、製造業者に改善を促すべきである。	133	D	
（２）リモコンについて 経済産業省は、国土交通省の協力を得て、リモコンの操作ボタンが意図せず押されることを防止できるよう、ボタン操作をツークッション方式にするなど、リモコン操作に関する安全性を高め、そのようなリモコンが普及するよう、製造業者を促すべきであり、加えてリモコン操作に関する動作性能についてＪＩＳに規定することを検討すべきである。	134	B	
（３）シャッターカーテン下部の視認性について			
① 新たに設置される電動シャッターについて 経済産業省は、押しボタンスイッチの位置からのシャッターカーテン下部の視認性が確保できるよう、製造業者を促すべきである。 また、電動シャッター設置後に押しボタンスイッチを移設する場合は、シャッターカーテン下部の視認性を確保することを注意表示するよう、製造業者を促すべきである。 以上のことについてＪＩＳに規定することも検討すべきである。	135	B	
② 既に設置されている電動シャッターについて 経済産業省は、国土交通省の協力を得て、既に設置されている電動シャッターのうち、シャッターカーテン下部の視認性がない又は低い場合には、ミラーやカメラを設置するなどの取組を行うよう、製造業者を促すべきである。	136	D	
（４）保守点検について 経済産業省は、国土交通省の協力を得て、新設及び既設製品の修理等に際し、所有者情報の収集をはかるとともに、所有者に保守点検の実施を進めるよう、製造業者を促すべきである。	137	E	
2 消費者庁長官への意見 消費者庁は、次の（１）から（２）までの取組を行うべきである。			
（１）電動シャッターを所有又は使用する消費者への周知 消費者庁は、電動シャッターを所有又は使用する消費者に対して、本報告書を参考にして、安全に係る装置の装備開始時期や機能の付加開始時期を踏まえた既設製品の危険性や定期点検の必要性などを周知するとともに、既に設置されている電動シャッターによる事故の再発防止策として以下を周知することを通じ、製造業者等への相談など具体的な行動をとるよう、消費者を促すべきである。			
① 可能な限り安全装置を付加すること。 費用の観点から、安全装置の付加が困難な場合には、操作者が電動シャッター動作の終了を見届けるために、押しボタンスイッチのボタン操作をホールド・ツック・ラン方式に切り替える変更をすること。	138	F	
② リモコンの操作ボタンが意図せず押されることを防止できるツークッション方式のリモコンに変更すること。	139	F	
③ シャッターカーテン下部の視認性がない又は低い場合には、ミラーやカメラを設置すること。	140	F	
（２）電動シャッターを利用する消費者への周知 消費者庁は、電動シャッターが公的施設や商業施設等においても広く設置されており、消費生活においても、挟まれ事故や落下事故の危険性があることを踏まえ、本報告書を参考にして、消費者に対し、電動シャッターによる事故の危険性や電動シャッター動作時の注意事項を周知すべきである。	141	F	

歩行型ロータリ除雪機による事故		NO.			
1 経済産業大臣への意見					
（１）設計における対策の実施 経済産業省は、現行の除雪機の安全装置に関する課題を踏まえ、使用者の負担の軽減や、操作性の改善等の観点から、安全装置が多角化された除雪機の開発を行うことを、製造業者等に対して促すべきである。その上で、使用者の買換えを促すなど、開発された除雪機の普及を図るべきである。 また、経済産業省は、必要に応じてＳＳＳ規格の改正等を行うことを、製造業者等に対して促すべきである。				142	B
（２）事故情報の共有の促進					
① ＮＩＴＥの調査による事故情報の製造業者等への共有の充実 経済産業省は、事故情報の製造業者等への共有が充実するよう、ＮＩＴＥが協議会へ参加して情報交換を行うことを促すなど、具体的な仕組みの構築を図るべきである。その際、必要に応じて警察庁及び総務省消防庁の協力を得るべきである。	143	I			
② 業界全体での事故情報の共有の促進 経済産業省は、事故情報を製造業者間で共有し活用するための仕組みを協議会の内部に構築する等、必要な対策を講じることを、製造業者等に対して促すべきである。	144	I			
（３）事故リスクの周知の充実 経済産業省は、本報告書の内容を参考に、デッドマンクラッチを無効化することによる事故リスクなど、特に留意すべき事項の使用者への周知を図るため、地方公共団体の協力を受けて、事故リスクの周知のために必要な取組を積極的に行うことを、製造業者等に対して促すべきである。	145	F			
2 消費者庁長官への意見					
（１）事故情報の収集の促進 消費者庁は、必要に応じて警察庁及び総務省消防庁の協力を得つつ、除雪機による事故の発生が顕著的に把握されるよう、必要な対策を講じるべきである。				146	I
（２）事故リスクの周知の充実					
① 地方公共団体による周知の充実 消費者庁は、地方公共団体が行う事故リスクの周知に係る取組に資するよう、本報告書の内容を踏まえ、デッドマンクラッチを無効化することによる事故リスクなど、特に留意すべき事項を、地方公共団体に対して提供すべきである。	147	C			
② 国の関係行政機関による周知の充実 消費者庁は、本報告書の内容を踏まえ、デッドマンクラッチを無効化することによる事故リスクなど、特に留意すべき事項の使用者への周知を図るため、使用者及び関係行政機関に向けて情報を提供すべきである。	148	F			

幼児同乗中の電動アシスト自転車の事故		NO.	
1 経済産業大臣への意見 経済産業省は、幼児乗せ自転車の転倒事故を防止するため、幼児乗せ自転車の設計に関し、以下の対策を検討し実施することを製造業者等に促し、結果及び効果についての検証及び評価を行うとともに、必要に応じて警察庁と協力の上、規制並びに規格及び基準等の見直しも含めた検討を行うべきである。		149	B
1. 1 設計上の対策			
(1) 幼児同乗中の停車中の転倒事故を防止する設計上の対策 停車中の転倒事故を防止するため、自転車安全基準等に、以下についての設計指針を明確にして取り入れること。また、併せて停車中の転倒を防止するために有効な、その他の補助的な機構や機能の実現を検討すること。 ・スタンションについては、走行と自転車の取り回しに影響のない範囲で、安定性が高く、操作の容易なタイプのものを採用すること。 ・シートベルトについては、装着が容易であり、長さの調節をしやすいものとする。 ・前後に幼児を同乗させた状態を想定して、自転車の左右方向の中心に荷物を積載できる構造とすること。	150	B	
(2) 幼児同乗中の走行中の転倒事故を防止する設計上の対策			
①設計基準等の策定 走行中の幼児座席の揺れを抑えるために、自転車安全基準等に、以下についての設計指針を明確にして取り入れること。 ・後ろ乗せタイプの自転車に後付けで設置する前座席について、ガタつきなくハンドル部に取り付けられる製品とすること。 ・後座席を固定するリヤキャリア部の剛性を十分に確保すること。	151	B	
②設計手法、手順等の見直し			
a) 外的要因による転倒リスクの低減 転倒事故につながるリスクのある外的要因をこれまでよりも重視し、特に歩道の車両乗り入れ部の段差 5 cm による転倒リスクの低減を検討すること。	152	B	
b) 客観評価の導入 前記d)の検討に当たっては、完成車の全体評価の中での走行時の安定性評価において客観評価も取り入れ、主観評価と両方のバランスが取れた設計を目指すこと。 なお、本調査における走行実験のデータを公開するの、製造業者及び関係研究機関において客観評価の検討を進めるに当たり、本報告書と共に参考にされた。	153	B	
c) 運転席スペースの設計手順 後ろ乗せタイプの自転車における後付け前座席は、あらかじめ、後付けを想定している前座席の製品を明確にし、その製品仕様を考慮した上で、運転席のスペースに余裕を持たせたハンドル、サドル位置等の設計をすること。	154	B	
③将来課題の検討 より安全な自転車を目指し、ハンドル操作支援機構を一例とする転倒リスク低減のための付来技術を開発・普及することも検討すること。	155	H	
(3) 幼児同乗中の押し歩き時の転倒を防止する設計上の対策 押し歩き時の転倒事故を防止するため、特に電動アシスト自転車については、更なる軽量化及び低重心化を検討すること。また、併せて押し歩き時の転倒を防止するために有効な、その他の機構や機能の実現を検討すること。	156	D	
1. 2 利用者への周知及び情報提供			
(1) 使用環境に適した自転車選択の必要性の周知 利用者に対し、幼児乗せ自転車は、B A A マーク又は S G マーク、及び幼児 2 人同乗基準適合マークが貼付された自転車を選ぶことが推奨されることのほか、同乗させる幼児の人数により、以下のような自転車の選択の考え方があることを周知すること。	157	F	
① 幼児を 1 人同乗させる場合 ・後ろ乗せタイプの選択が望ましい。	158	F	
② 幼児を 2 人同乗させる場合 ・前乗せタイプを選択し、後座席を後付けで設置することが望ましい。 ・前乗せタイプについては、前カゴが装備されていないものが多いため、荷物の積載方法について、走行時、停車時の安全面にも注意する必要がある。 ・諸事情により後ろ乗せタイプを選択する場合は、後付けで前座席を設置しても運転席のスペースに余裕のある製品を選ぶことが望ましい。 ・電動アシスト自転車を選択する方が望ましい。	159	F	
(2) 転倒リスクに関する情報提供 製造業者、販売業者等の供給者側から利用者に対しては、販売や点検時を含むあらゆる機会において、幼児乗せ自転車のパンフレット等に示す個々の仕様、走行中、停車中、及び押し歩き時に与える安全面への影響と、それらを踏まえた利用について、分かりやすい形で情報提供に努めること。	160	F	
2 国家公安委員会委員長、警察庁長官への意見 警察庁は、幼児乗せ自転車の転倒を防止し、安全な利用を推進するため、関係行政機関及び団体と連携した上で、幼児乗せ自転車の利用者を対象とする各種情報提供、注意喚起、及び交通安全教育や広報啓発において、本報告書を参考として、内容と手法の見直しを検討すべきである。	161	F	

3 消費者庁長官への意見 消費者庁は、幼児乗せ自転車の転倒リスク、回避のために必要な行動等、及び幼児乗せ自転車の安全性に関わる設計上の特性について、以下の対策を実施すべきである。			
3. 1 段差などの外的要因による転倒リスクの周知 利用者に対して以下を周知すること。 ・走行中の転倒は、外的要因によりバランスを崩して起こることが多いこと、特に歩道の車両乗り入れ部の段差 5 cm の走行は極力回避すべきであること。 ・やむを得ずこの段差を乗り越えて歩道に移動する場合は、速度を落とすとして大きな進入角度で走行すべきであること。	162	F	
3. 2 使用環境に適した自転車選択の必要性の周知 利用者に対し、幼児乗せ自転車は、B A A マーク又は S G マーク、及び幼児 2 人同乗基準適合マークが貼付された自転車を選ぶことが推奨されることのほか、同乗させる幼児の人数により、以下のような自転車の選択の考え方があることを周知すること。 (1) 幼児を 1 人同乗させる場合 ・後ろ乗せタイプの選択が望ましい。	163	F	
(2) 幼児を 2 人同乗させる場合 ・前乗せタイプを選択し、後座席を後付けで設置することが望ましい。 ・前乗せタイプについては、前カゴが装備されていないものが多いため、荷物の積載方法について、走行時、停車時の安全面にも注意する必要がある。 ・諸事情により後ろ乗せタイプを選択する場合は、後付けで前座席を設置しても運転席のスペースに余裕のある製品を選ぶことが望ましい。 ・電動アシスト自転車を選択する方が望ましい。	164	F	
3. 3 プレーキの点検・保守の重要性の周知 利用者に対し、幼児乗せ自転車では特に前後両方のブレーキの点検・保守が非常に重要であることを周知すること。	165	F	
3. 4 転倒リスクに関する情報提供 転倒に至るプロセスや要因、及びこれらを回避する行動については、本調査報告書を参考として、利用者に対し、より具体的に詳細な情報の提供に努めること。そのために、従来の取組に加え、より利用者の認知向上につながる内容、表現、方法を検討し、実施すること。	166	F	
3. 4 転倒リスクに関する情報提供 転倒に至るプロセスや要因、及びこれらを回避する行動については、本調査報告書を参考として、利用者に対し、より具体的に詳細な情報の提供に努めること。そのために、従来の取組に加え、より利用者の認知向上につながる内容、表現、方法を検討し、実施すること。	167	F	
3. 4 転倒リスクに関する情報提供 転倒に至るプロセスや要因、及びこれらを回避する行動については、本調査報告書を参考として、利用者に対し、より具体的に詳細な情報の提供に努めること。そのために、従来の取組に加え、より利用者の認知向上につながる内容、表現、方法を検討し、実施すること。	168	F	
4 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣への意見 幼児同乗中の自転車の事故の発生は、幼稚園、保育所及び認定こども園（以下「幼稚園等」という。）への幼児送迎中や幼稚園等の駐輪場停車中に限ったものではないが、幼稚園等においては、幼児乗せ自転車が送迎のための重要な移動手段の一つであると考えられるほか、利用者も多く、多様な使用実態があることも踏まえ、内閣府、文部科学省及び厚生労働省は、以下の（1）及び（2）の措置を講じるよう、地方公共団体及び関係団体に求めるべきである。 (1) 幼児乗せ自転車の安全な利用に関する周知 幼児乗せ自転車の、停車中、走行中、押し歩き時の事故、特に幼児の重大な受傷につながるおそれのある転倒事故に関し、本報告書の事故情報、使用実態、再発防止策等の内容について、幼稚園等の利用者に対し情報提供及び注意喚起が行われるよう、幼稚園等に周知を行うこと。 (2) 幼児同乗中の停車中の転倒を防止するための対応 幼児乗せ自転車は、停車時でも僅かな傾斜で転倒事故につながる危険性があると認識を幼稚園等に周知徹底するとともに、幼稚園等の駐輪場において、例えば、傾斜の影響を受けづらい角度での駐輪区分等との設定といった対応方法について、幼稚園等に周知すること。また、幼稚園等の駐輪場において、転倒につながる危険な利用の仕方に対する注意や安全確保の方法について、幼稚園等の利用者具体的に情報提供できるよう、幼稚園等に周知を行うこと。	169	C	
(2) 幼児同乗中の停車中の転倒を防止するための対応 幼児乗せ自転車は、停車時でも僅かな傾斜で転倒事故につながる危険性があると認識を幼稚園等に周知徹底するとともに、幼稚園等の駐輪場において、例えば、傾斜の影響を受けづらい角度での駐輪区分等との設定といった対応方法について、幼稚園等に周知すること。また、幼稚園等の駐輪場において、転倒につながる危険な利用の仕方に対する注意や安全確保の方法について、幼稚園等の利用者具体的に情報提供できるよう、幼稚園等に周知を行うこと。	170	C	

水上設置遊具による溺水事故		NO.	
1 経済産業大臣への意見			
1. 1 事故の再発防止するための体制の構築 経済産業省は、「商業施設内の遊戯施設の安全に関するガイドライン」で示す商業施設に、海水浴場施設等を明示し、水上設置遊具（以下「遊具」という。）の運営に関連する事業者等を確認し、遊具による溺水事故の再発を防止するための指導体制を構築すべきである。		171	E
1. 2 事故要因に対するリスク低減策の検討及び実施			
<p>（1）安全基準等の整備 経済産業省は、本報告書の「再発防止策」及び「基礎情報」に示す海外での水上設置遊具に関する安全基準を参考に、事故要因に対し、設計における本上設置遊具に関する安全基準を参考に、事故要因に対し、設計における本質的安質的安全設計方策等のリスク低減策を検討し、安全基準等を整備すべきである。</p>		172	E
<p>（2）関連する事業者への安全に関する指導 経済産業省は、安全基準等に基づき、関連する事業者によるリスク低減策の実施を促し、同低減策を評価する仕組みを作る等、遊戯施設における溺水事故の防止を図るべきである。</p>		173	C
<p>（3）応急的な再発防止策の実施 経済産業省は、応急的な再発防止策として、遊戯施設を設置している場所又は施設の管理者及び遊戯施設の運用事業者等に対し、本報告書の「船跡」に示す遊具による溺水事故の要因について注意喚起を行うとともに、適切なリスク低減が図られるまでは、以下の運用対策の実施を要請すべきである。</p>		174	E
<p>①遊戯施設での遊び方として、落とし合う行為及び遊具の端から水中を覗き込むことを禁止とし、意図せず落水した場合には、遊具から離れることを徹底する。</p>			
<p>②落水した利用者が浮上して遊具から離れたことを見届ける監視体制を維持するために、定員管理の設定又は見直し、監視要員数の見直し及び適切な配置を行う。また、遊具下に利用者がいないことを確認するための水中監視カメラシステム（水中監視カメラシステム、水中ドローンの活用等）を検討する。</p>			
<p>③身長及び年齢等の利用者制限、保護者同伴を条件として利用を認める場合の子供の人数制限についての設定又は見直しを行う。</p>			
<p>④ライフジャケットを着用した利用者が落水した場合に慌てることがないように、利用前に落水体験及び浮力体験を行う。</p>			
<p>⑤事故対応での救助活動に際しては、本報告書に示す浮力拵実験の結果を踏まえ、ライフジャケットを着用した被災者を引き下げて遊具下面から離した状態で複数の者により救助することを監視員に周知する。</p>			
<p>⑥遊具をプールに設置する遊戯施設の場合は、本報告書の「再発防止策」に示す付加保護方策の実施を検討する。</p>			
2 文部科学大臣への意見			
<p>文部科学省は、小学校のプール活動における浮島タイプの遊具の使用について、本報告書の「基礎情報」に示す遊戯施設及び水上設置遊具に係る安全に関する情報に示した安全基準を参考として、教育委員会に対して注意喚起を行い、使用上の安全性を確保できない場合は、浮島タイプのタイプの遊具遊具の使用を控えるように促すべきである。</p>		175	F

自動ドアによる事故		NO.	
1 経済産業大臣への意見			
1. 1 経済産業省は、自動ドアによる事故の再発防止のため、製造業者、原案作成団体及び保全業者が以下の対策を実施するよう促すべきである。			
<p>（1）センサー検出範囲の確保 ①製造業者又は保全業者に対し、既設の自動ドアに対しても、業界団体等で統一したセンサー検出範囲の測定方法や検査治具を定め、同JISで規定された起動検出範囲、保護領域、さらにタッチスイッチでは専用センサーの検出範囲、それぞれが確保されているかを確認する。また、センサー検出範囲の測定値を建物所有者又は建物管理者に報告させ、その測定結果に応じた通行者への安全対策を実施するよう促すこと。 ②製造業者又は保全業者に対し、調整でセンサー検出範囲の推奨値を確保できない場合には、建物所有者や建物管理者が推奨値を確保できるセンサーに交換するよう促すこと。 ③製造業者又は保全業者に対し、建物環境でセンサー検出範囲の推奨値を確保できない場合には、建物所有者又は建物管理者が推奨値を確保していないことを利用者に認識させるラベルなどの表示をするよう促すこと。 また、表示物について製造業者は、統一したわかりやすい表示物を作成し、建物所有者や建物管理者に提供すること。</p>		176	B
<p>（2）保全点検及び情報共有 保全点検や情報共有に関しては、まずは施工段階から管理段階における関係者の理解を得る必要がある。そのため、①にやいては、商業施設、医療・福祉施設、金融機関等、集合住宅で自動ドアによる事故が多いことから、金融庁、厚生労働省及び国土交通省と連携して、③については、集合住宅、商業施設、医療・福祉施設で子どもの引き込まれる事故が多いことから、厚生労働省及び国土交通省と連携して、以下の対策を実施すること。</p>		177	C
<p>①保全点検 保全業者に対し、保全点検記録を適切に保管し、建物所有者又は建物管理者が替わった場合でも、保全点検記録を当該建物所有者又は建物管理者に引継ぐべきこと、自動ドアは定期的な点検や部品の交換が必要であることの重要性を関係者庁と連携して、建物所有者又は建物管理者へ周知させること。</p>		178	C
<p>②技術情報の共有 製造業者に対し、保安及び安全性に関する公表可能な技術情報を、独立系も含めた保全業者が入手することができるよう公開を促すこと。</p>		179	E
<p>③子どもの手の引き込まれ事故の防止 製造業者又は保全業者に対し、子供の手の引き込まれ事故の防止策として、戸袋部に子供の手が届かないような措置（ガードスクリーンや防護柵などの安全対策）を講じるよう関係省庁と連携して、建物所有者又は建物管理者へ周知させること。</p>		180	I
<p>（3）通行者への周知 製造業者に対し、自動ドアに「ぶつかる」、「挟まれる」事故、子どもが手を「引き込まれる」事故が発生していることより、これらの事故について通行者に分かりやすい啓発資料を作成し、建物所有者又は建物管理者に提供させること。</p>		181	C
<p>（4）JIS A 4722 の改正 原案作成団体に対し、同JIS の以下の項目について改正を検討するよう促すこと。</p>		182	F
<p>①センサー検出範囲の検査方法（保全点検） センサー検出範囲を測定する検査治具及び測定方法を規定し、完工検査書及び保全点検記録の項目にセンサー検出範囲を追加して、測定値を記録すること。</p>		183	B
<p>②子どもの指に対する安全距離 子どもの指が引き込まれない寸法となるよう、同JIS の安全距離を変更する、あるいは隙間を埋める等の対策を示すこと。</p>		184	B
<p>（5）建物設計段階の安全対策 製造業者に対し、建築設計時に建築設計者ととも自動ドアに関して協会のガイドライン及び事故関連情報などの安全にかかわる情報を関係者間で共有すること。さらに、主に以下の安全対策を促すこと。 ①通行者の動線を考慮して、センサー検出範囲の確保、斜め進入の防止、戸袋部への侵入防止等について、建物設計段階から検討すること。 ②タッチスイッチについては、併用センサーを標準装備とすること。 ③集合玄関機の設置を計画する場合には、子どもの手の引き込まれによる事故を防止するため、ドア監視の観点から共用玄関の操作者目線を考慮した操作盤の配置や戸袋部進入の防止対策などを検討すること。</p>		185	I
<p>（6）安全性を高める自動ドアの開発 ①製造業者及びガラス・サッシ業者に対し、自動ドアの視認性等を向上するため、ドアの戸先や戸尻を識別しやすいデザインの採用や点滅ライト等を検討するよう促すこと。 ②製造業者に対し、集合玄関機で子どもの手の引き込まれによる事故を防止するため、共用玄関や室内からの監視や制御方法、解錠操作後に安全を確認してドアの開操作をする2段階操作方式などの開発を促すこと。</p>		186	D
<p>②製造業者に対し、集合玄関機で子どもの手の引き込まれによる事故を防止するため、共用玄関や室内からの監視や制御方法、解錠操作後に安全を確認してドアの開操作をする2段階操作方式などの開発を促すこと。</p>		187	H
2 国土交通大臣への意見			
<p>国土交通省は、経済産業省の協力を得て、製造業者からの情報提供を元に、建築設計時に主に以下の自動ドアの安全対策を講じるよう、関係団体を通じ、建築設計者に周知すべきである。 （1）通行者の動線を考慮して、センサー検出範囲の確保、斜め進入の防止、戸袋部への進入防止等について、建物設計段階から検討すること。 （2）タッチスイッチについては、併用センサーが装備されたものを採用すること。 （3）集合玄関機の設置を計画する場合には、子どもの手の引き込まれによる事故を防止するため、ドア監視の観点から共用玄関の操作者目線を考慮した操作盤の配置や戸袋部進入の防止対策などを検討すること。</p>		188	C

ネオジム磁石製のマグネットセットによる子どもの誤飲事故		NO.	
1 経済産業大臣への意見	(1) 法令の規制 マグネットセットが子どもの手に渡らないようにするため、ISO8124-1及び諸外国における規制と同等以上になるよう、対象年齢、大きさ、磁束指数等を基準とする法令による規制の検討を行うこと。	189	A
	(2) インターネットモール事業者への協力の求め 法令による規制が行われる前においても、マグネットセットが子どもの手に渡らないようインターネットモール事業者に協力を求めること。	190	C
2 消費者庁長官への意見	(1) 事故情報の収集 医療機関及び医師からの事故情報の収集体制の強化に努めること。	191	I
	(2) 消費者への周知 マグネットセットを含む磁石製品の誤飲の危険性について、関係省庁とも連携し、消費者への周知を行うこと。	192	F

消費者安全調査委員会の発信力の強化に向けた考え方

令和2年12月25日
消費者安全調査委員会決定

1. 機能強化

(1)「事故等原因調査」の対象の明確化

消費者安全調査委員会(以下「調査委員会」という。)の所掌事務である「事故等原因調査」(いわゆる「自ら調査」)を行う対象について、これまでは、事故等の原因の究明が大きく欠落していると判断された案件を主に選定してきたところ、今後は、以下のものも選定対象に含まれることを確認する。

なお、上記に当たり、「事故等原因調査」の手續等をより一層効率化することを検討する。

- ① 独立行政法人国民生活センター等の他機関で調査が行われ、既に事故等の原因が一定程度明らかであるが、これら機関との連携の下、調査委員会において引き続き更なる調査を加えることが事故の再発防止のために有用と考えられるもの
- ② 事故等の原因が既に一定程度明らかであり、再発防止策も実施されているが、事故がなお再発する事案について、調査委員会において、その更なる原因にまで踏み込んだ調査をすることが事故の再発防止のために有用と考えられるもの
 - (参考)「毛染めによる皮膚障害」の「事故等原因調査」

(2)意見具申権限の活用

これまでは、主に「事故等原因調査等」の報告書を取りまとめた場合において、関係行政機関の長等への意見を具申してきたところ、今後は、報告書の取りまとめをしない場合でも、簡易な根拠資料等を付して、調査委員会の知見に基づく意見を具申することがあるものとする。

- (参考)「子どもによる医薬品誤飲事故」経過報告と併せた意見具申
- (参考)「プール事故」実態調査公表と併せた意見具申

(3)状況に応じたフォローアップの実施

これまでは、意見具申の結果のフォローアップを原則として年1回行っていたところ、今後は、事故の発生の状況等に鑑み、状況に応じた適切な時期に実施する。

(4)社会へのデータ等の提供

今後は、調査委員会で行った実験、研究等のデータ、映像等のうち、研究機関等の利用に供することが社会的に有用であると考えられるものについては、必要な編集を加えるなどした上で提供するよう努める。